

保育課からのお知らせ

☎ 973 - 5427

認可外保育施設利用料に対する補助金及び助成金の申請について

ひとり親家庭の認可外保育施設保育料の補助や認可外保育施設保育料の助成がありますので、補助対象要件を満たす方で申請がまだの方は申請をお願いいたします。

平成28年度ひとり親家庭 認可外保育施設利用料補助事業

【対象要件】市内に住所を有し、次の2つの要件すべてに該当する待機児童の保護者

- ①児童扶養手当の支給要件を満たしている保護者又は、母子及び父子家庭医療費助成事業の受給資格を満たしている保護者
- ②認可外保育施設に入所している児童の保護者で、保育の支給認定(2号又は3号)を受けている保護者

【補助金額】公立・認可保育園に通った場合の保育料と認可外保育施設保育料との差額分(児童一人あたり月額26,000円を上限)を補助

【申請場所】保育課窓口(庁舎東棟2階)

【受付期間】随時受付

※申請をした日の属する月の翌月から補助対象となります。

※年度毎に申請が必要となりますので、既に補助金を交付されている方で、平成28年度も引続き補助金交付を希望される方は、再度申請をしてください。

例:平成28年4月分の申請期限→平成28年4月1日

【必要書類】保育課へお問合せください。

平成27年度うるま市認可外保育 施設保育料助成事業

【対象要件】市内に住所を有し、次の4つの要件すべてに該当する待機児童の保護者

- ①認可外保育施設に入所している児童の保護者で、保育の支給認定(2号又は3号)を受けている保護者
- ②うるま市支給認定子どもの利用者負担額基準額表により算出した階層が第1～第3-1階層となる児童の保護者
- ③市税および保育料を滞納していない保護者
- ④うるま市ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助を受給していない保護者

【助成金額】公立・認可保育園に通った場合の保育料と認可外保育施設保育料との差額分(児童一人あたり月額5,000円を上限)を助成

【申請場所】保育課窓口(庁舎東棟2階)

【受付期間】平成28年3月1日～3月24日

【必要書類】支給認定書・保育料領収書(専用)・保育園パンフレット等(保育料月額とその明細がわかる資料)・完納証明書・通帳(郵貯以外)・印鑑

1人でも乳幼児を保育する(預かる)事業を行う皆様へのお知らせ

平成28年4月より、1日に保育する乳幼児の数が1人以上の場合に、届出が必要となります。(ただし、臨時に設置される場合等は除きます。)

なお、既に届出をしても、子どもの預かりサービスのマッチングサイトを活用して事業を実施している方は、平成28年4月以降、利用しているマッチングサイトのURLを届け出る必要があります。詳細は沖縄県のホームページで案内しております。

【設置届の提出先】

- ・認可外保育施設または個人のベビーシッター ⇒ うるま市役所 保育課
- ・ベビーシッター事業者 ⇒ 事業所が所在する市町村



【お問い合わせ】 沖縄県 子育て支援課 ☎ 866-2457 うるま市役所 保育課 ☎ 973-5427